

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

3 長地環第 5-4 号

令和 4 年（2022 年）9 月 22 日

長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	○
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	岡田産業株式会社 代表取締役 岡田 勇 長野県須坂市大字八町 1025 番地 1	
申請の区分（I）	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の新規設置	
条例第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字八町字戸谷 1282 番 7
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設 ・施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず、伐採材、剪定枝類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	120 t / 日（15 t / h : 8 時間稼働）
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和 4 年 9 月 22 日（木）から令和 4 年 10 月 24 日（月）まで（土日・祝日その他県の休日を除く。）
	縦覧時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時